資料編

• 関連法	•	•	•	•	•	28
文化芸術基本法						
・関連する計画等(概要抜粋)	•	•	•	•	•	36
第6次延岡市長期総合計画						
みやざき文化振興ビジョン(改定版)						
第3次延岡市観光振興ビジョン						
城山公園(延岡城跡)城跡景観等に関する提言書						
・延岡市における組織別の文化関連施策等	•	•	•	•	•	41
・文化芸術関連事業 ・ 施設概要等(教育要覧より抜粋)	•	•	•	•	•	42
・市民アンケート結果	•	•	•	•	•	50
・延岡市文化振興ビジョン市民懇話会設置要綱	•	•	•	•	•	63
・策定の体制	•	•	•	•	•	66
・策定の経過	•	•	•	•	•	67

◆関連法

〇文化芸術基本法

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に③理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の 形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の 自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸 術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可 欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に 関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重 されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、 文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生 徒等に対する文化芸術に関する 教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭 及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的 かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができると

ともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実 を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければなら ない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

- 第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する 施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術

- の推進に関する計画 (次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。) を 定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするとき は、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術 (以下「メディア芸術」という。) の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への 支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継 承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

- 第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるもの

とする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の 公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものと する。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習 等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に 対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、 学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ず るものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

- 第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、 地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。
- 2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に 関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、 情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策 を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの 寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への 支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

- 第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、 学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配 慮しなければならない。
- 2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、 民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する 機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰 に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策 形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた 文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化 芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

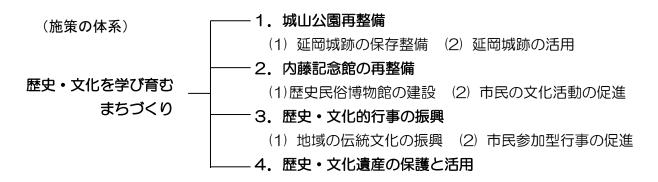
第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する 重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置 くことができる。

◆関連する計画等(概要抜粋)

○第6次延岡市長期総合計画 [2016年度~2025年度] (概要) 都市像 「市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」

第1部 地域の特色を活かした交流連携のまちづくり

第6章 歴史文化を学び育むまちづくり



第4部 豊かな心を育む人づくり

第4章 市民文化

(施策の体系)

市民文化文化活動の推進(1) 文化活動の充実(2) 文化団体等の育成(3) 文化施設の充実

〇みやざき文化振興ビジョン(改定版)[2017年度~2021年度](概要)

【基本目標】

- ~ 文化で築くみやざきの新しいゆたかさの実現~
 - 文化が暮らしの中に息づき、あらゆる人々が文化に親しむみやざき
 - 〇 文化を担う人材が育ち、交流し、連携し合うみやざき
 - 文化の力で地域の個性と魅力を発信し、発展するみやざき

【5つの方向性】

- 1 県民だれもが文化に親しむ機会の充実
 - (1) 鑑賞・学習機会の充実 (2) 創作・発表機会の充実 (3) 文化交流の推進
- 2 文化活動を支え育む環境の整備
 - (1) 文化活動を担い・支える人材の育成 (2) 多様な主体への活動支援・相互の連携・協 働体制の整備 (3) 文化施設の機能の充実 (4) 県民の顕彰
- 3 文化資源の保存・継承
 - (1) 文化財の調査・新たな指定の推進 (2) 次世代への地域文化の継承
- 4 特色ある文化資源の活用
 - (1) 文化資源の掘り起こし・情報発信 (2) 文化資源の活用
- 5 全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上
 - (1) 文化発信力の強化 (2) 県民総参加による取組と連携体制の構築
 - (3) 交流による新しい文化の創造

○第3次延岡市観光振興ビジョン[2017年度~2019年度] (抜粋)

観光資源の3本柱 「自然体験」「食」「神話・歴史」

第3次観光振興ビジョンにおいては前ビジョンの「選択と集中」を引継ぎながら、「人・まち・歴史」の磨き上げを行うなかで特に注目されている「神話」を加え、観光資源の3本柱を「自然体験」「食」「神話・歴史」とし、「人・まち」については、その観光資源を「活かす人(キャスト)」と「活かす場所(スポット)」として位置付けます。

■ 神話・歴史



本県は神話の舞台であり、特に高千穂町をは じめこの県北地域は、日向神話の本舞台である ことが、三重大学名誉教授の宮﨑照雄先生の論 文によって裏付けられました。

天孫ニニギノミコトとコノハナサクヤヒメが 出逢った地と伝えられる「愛宕(笠沙)山」、 二人の間に生まれたホオリノミコト(山幸彦) が産湯をつかったと伝えられる「祝子川」、そ してニニギノミコトの終焉の地と伝えられる 「可愛(えの)山陵」など古事記や日本書紀に

まつわる史跡や景観が多く存在します。

また、可愛山陵の麓にある天孫ニニギノミコト御陵墓参考地周辺は、「西郷隆盛宿陣跡資料館」 をはじめとした西南の役ゆかりの地が数多くあります。平成30 年大河ドラマ「西郷(せご) どん」 が決定したこともあり、今後、ドラマの舞台として話題を呼ぶことが期待されています。

このほか、江戸時代、城下町として栄えた本市には、旧藩主内藤家より寄贈された能面等を所蔵する内藤記念館や、本市の歴史的シンボルである城山公園(延岡城跡)、歌人若山牧水ゆかりの地などが市内に点在します。

近代では、大正12 年の旭化成株式会社の前身である日本窒素肥料株式会社延岡工場の建設により、その後、東九州随一の工業都市として発展を遂げた歴史や、本市ゆかりのトップアスリートが、これまでの歴代オリンピックに60 年間にわたって連続出場を果たしているという輝かしい歴史も存在しております。

一方、課題としては、神話については、神話に由来するさまざまな地名や伝承が残っているにもかかわらず、観光資源としてPRが不足していたことから、神話観光で発展してきた高千穂町に比べて認知度が低い状況です。また、歴史については、内藤記念館や城山公園(延岡城跡)、旭化成展示センターなどの施設や史跡の有効活用が求められています。 また、有償ガイドの人財育成が急務であり、持続可能なガイドの仕組みづくりとともに取り組む必要があります。

■ 今後期待されるスポット

「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」は平成29 年夏頃に決定される見込みであり、大崩山の麓に位置する祝子川温泉「美人の湯」などの観光資源と一体となったPRを実施し、観光客の誘致拡大を図っていきます。

また、内藤記念館は、旧藩主内藤家の邸宅跡地としての歴史性を踏まえ、美術品の展示会なども行う、重要文化財の公開承認施設を目標とした博物館施設としての再整備を進めています。城山公園(延岡城跡)についても石垣の景観向上や三階櫓復元を視野に入れた再整備を進めています。

このような観光客の消費につながる観光拠点として今後期待されるスポットを拡大し、プロモーション活動を推進していきます。

〇城山公園(延岡城跡)城跡景観等に関する提言書 (概要)

(平成28年12月 城山公園城跡景観等有識者会議)

(1) 城山公園の名称変更について

延岡城跡を広く知らしめるために「延岡城跡公園」などへの名称変更も一つの手段ではないか。

(2)延岡城跡(城山公園と内藤記念館)の整備について

城山公園(延岡城本丸等)と内藤記念館(西の丸跡)は、それぞれの相関関係を持たせた整備を進めていただきたい。また、城山公園(延岡城本丸等)と内藤記念館(西ノ丸跡)を含めた地域は、「城山周辺地区」として、景観価値が高い地域であるので、現存する周辺の地域資源も活かし価値を高めていって欲しい。

(3) 城山公園(延岡城本丸等)の自然斜面部について

南側斜面部や西側斜面部は、定期的な樹木の剪定・伐採を行っていただきたい。

(4) 石垣の保全について

石垣カルテ(台帳)を整備し、「年次的な石垣の修復」に移行していただきたい。 石垣に影響を与えている樹木の伐採を行い、石垣の保全・保護に努めていただき、日本でも 稀にみるような「石垣文化」が再現してほしい。

(5) 城山公園(延岡城本丸等)の法面保護対策について

石垣も含め史跡にふさわしい斜面保護対策を行っていただきたい。

(6)「延岡城跡保存整備基本計画」に基づいた保存・整備について

同計画に基づき、可能な限り史実に基づいた保存・整備を図っていただきたい。

(7)「延岡城跡保存整備基本計画」の具体的な加速化について

天守台の虎口部や石御門までの登城口等の復元を含め、具体化を加速し、延岡市内外に延岡 城跡の歴史的価値が再認識できるような整備をしていただきたい。

(8) 樹木の剪定伐採箇所と年次計画について

樹木の剪定・伐採箇所と年次計画の優先順位は、人命を最優先とし、次いで遺構保全、景観の順とする。

◆延岡市における組織別の文化関連施策等

担当課室	計画等 / 事業 / 管理施設
企画課	【計画等】第6次長期総合計画 延岡新時代創生総合戦略
上 四 床	【事 業】総合的な施策の推進
国際交流推進室	【事 業】国際交流及び国内における都市間交流の推進
	【計画等】延岡市障がい者プラン
障がい福祉課	【事 業】障がいのある人の文化活動への参加の支援と社会参加の促進
	【施 設】点字図書館
┃ ┃商業・駅まち振興課	【事 業】市民活動による賑わい創り
向来・駅より派共际	【施 設】駅前複合施設「エンクロス」
	【計画等】延岡市観光振興ビジョン
 観光戦略課	【事 業】伝統文化や行事の情報発信・「鮎やな」観光振興
我 元 我哈林 	神話による観光振興
	【施 設】かわまち交流館/かわまち交流広場
工業振興課	【事 業】野口遵顕彰会との連携
	【計画等】城山公園城跡景観等有識者会議提言書
都市計画課	【事 業】城山公園の整備
	【施 設】城山公園
<u> </u>	【事 業】子どものための音楽会 ・劇団四季公演
学校教育課 	【施 設】各学校・幼稚園
	【事 業】市民大学・さわやかカレッジ・のべおか郷土塾
	放課後子ども教室・はらはらわくわくふるさと探検隊
社会教育課・図書館	図書館企画展、資料整備等
	【施 設】社会教育センター/カルチャープラザのべおか
	【事 業】·文化振興関連事業 文化財保護関連事業
文化課	【施 設】内藤記念館 / 民俗資料展示室
	延岡総合文化センター / 野口記念館
各総合支所	【施 設】西郷隆盛宿陣跡資料館 / 北浦公民館 / 北方文化センター

◆文化芸術関連事業・施設概要等(教育要覧より抜粋)

芸術文化事業

延岡市美術展覧会	広く市内外の方に作品発表の場と鑑賞の機会を提供し美術の振興 を図る。
延岡市郷土芸能大会	市内外の郷土芸能の発表を行うことにより多くの方に鑑賞の機会 を提供し、交流の推進及び保存と伝承を図る。
若山牧水青春短歌大賞	郷土の歌人若山牧水を顕彰するとともに短歌人口の拡大に寄与することを目的に広く全国から短歌を募集し優秀作品を表彰する。
延岡市文化功労者表彰式	本市文化の向上に特に顕著な功労のあった方を表彰する。
延岡市民音楽祭	広く市民に音楽発表の場と鑑賞の機会を提供する。
文化庁 「文化芸術による子供の育成事 業」(巡回公演事業)	小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、子ども達に対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。
文化庁 「文化芸術による子供の育成事 業」(芸術家の派遣事業)	国から委託を受けたNPO法人等が、学校における文化芸術活動 のニーズを把握し、芸術家を派遣する。
古文書入門講座	本市の貴重な文化財である「内藤家文書」等に親しんでもらうための古文書解読講座。
古文書中級講座	「内藤家文書」の解読を通じて市民による郷土史の解明を図る。
能ウィーク	のべおか天下一薪能等、内藤家旧蔵の能面を活用した文化イベントを開催することにより、全国に文化情報を発信する。

文化財保護事業

市内遺跡発掘調査	開発等による遺跡の保護や記録保存を図るため事前に 調査を実施する。
市内文化財調査	市内にある歴史的、文化的に優れた文化財の活用を図るため調査を実施する。
アカウミガメ調査	アカウミガメの保護を図るため上陸・産卵調査を実施する。
アカウミガメ保護啓発	アカウミガメの保護啓発を図るため、学校訪問授業や 各種団体などによる海岸清掃支援を実施する。
出土遺物保存処理	市内から出土した鉄製品等の保存処理を行い、その活 用を図る。
指定文化財管理	文化財の保護と活用を図るため、指定史跡の環境整備 を図る。

内藤記念館

内藤記念館は市制施行 30 周年記念事業として、昭和 38 年 10 月、延岡城跡西の丸の旧藩主内藤家邸宅跡に建設されて以来、郷土歴史資料の保存・展示を行うとともに、研修会、諸会議、結婚式場として広く市民に利用されてきた。しかしながら、施設の老朽化や収蔵スペースの不足などもあり、歴史民俗博物館としての機能の充実を図るため、平成 26 年度より施設の再整備事業を進めている。このため、旧施設は平成 29 年 3 月 31 日をもって閉鎖し、施設機能を市役所南別館に仮移転。事務機能は同年 4 月 10 日から、展示機能は同年 6 月 17 日より再開している。

- 1. 設 置 昭和 38 年 10 月 15 日 (旧内藤記念館)
- 2. 所 在 地 南町2丁目1-8(市役所南別館)
- 3. 敷地面積 1084.33 ㎡
- 4. 建築面積 1,311.70 ㎡ (鉄筋コンクリート造2階建)
- 5. 現在の所蔵資料
 - · 歴史資料 11,280 点
 - ・民俗資料 3.200 点(内2.800点は民俗資料展示室)
 - · 美術資料 760 点
 - 考古資料 53,000 点
 - ・マイクロフィルム 1,080 点

延岡総合文化センター

延岡総合文化センターは、国の田園都市構想に基づく中核施設として宮崎県北部広域市町村圏域の文化振興を図るために、延岡市制施行50周年記念事業の一環として建設された。

充実された設備の大、小ホールをはじめ、展示室や交流室、研修室等を備えている。

- 1. 設 置 昭和60年11月13日
- 2. 所 在 地 東浜砂町 611 番地 2
- 3. 敷地面積 15,905.96 ㎡
- 4. 建築面積 5,321.28 ㎡
- 5. 延床面積 7.757.55 ㎡ (鉄筋コンクリート造、地上 2 階・地下 1 階)
- 6. 総工事費 2,500,000 千円
- 7. 主たる施設 大ホール 1,312 席 (うち固定席 1306 席、車椅子席 6 席)

小ホール 291 席 (うち固定席 287 席、車椅子席 4 席)

楽屋1~6、練習室、展示室1・2、研修室、会議室1・2、

交流室、視聴覚室、喫茶室

8. 管理運営 公益財団法人 のべおか文化事業団

野口記念館

1. 設 置 昭和30年8月5日

2. 所 在 地 東本小路 119 番地 1

3. 敷地面積 4,365.64 ㎡ 4. 建築面積 1,790.35 ㎡

5. 延床面積 2,596.45 ㎡ (鉄筋コンクリート造、地上 2 階・地下 1 階)

6. 主たる施設 1階:ホール 648 席(うち固定席 638 席、車椅子席 10 席)、ホワイエ、楽屋 1

2階:楽屋2~3、事務室

7. 管理運営 公益財団法人 のべおか文化事業団

西郷隆盛宿陣跡資料館

1. 設 置 平成 4年 5月 30 日

2. 所 在 地 延岡市北川町長井 6727 番地

3. 敷地面積657.85 m²4. 建築面積228.21 m²5. 延床面積280.60 m²

6. 主たる施設 記念館(本宅)、資料館(別棟)

7. 管理運営 延岡市

カルチャープラザのべおか等社会教育施設

カルチャープラザのべおかは、図書館や多目的ホール・ハーモニーホール・アートギャラリー等のカルチャー施設と社会教育センターとを連結させた市民の生涯学習と文化活動の拠点となる複合施設である。

また、本施設と市内の社会教育施設等との有機的な連携を図る。

名 称	カルチャープラザのべおか					
所 在 地	本小路 39-1					
全体敷地面積	20, 767 m²					

	図書館		カルチャー施言	社	会教	育センター	
開 館 日	平成9年2		21 日		昭利	3 52 £	年 10 月 15 日
建築面積	3, 777		า๋			1,	044 m ²
延床面積	7, 952 n		า๋			2,	727 m²
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造		造地下1階地上3	鉄筋コ	ンク	リート造3階建	
主要施設概要	開架コーナー	2, 043 m²	多目的ホール	336 m	研 修	室	6室(656.2 m³)
	閉架書庫	351 m ²	ハーモニーホール	185 m	和	室	2室(109.2 m³)
	ミーティング室	39 m ²	音楽スタジオ	84 m	会 議	室	3室(142.8 m³)
	セミナ一室 1	53 m [*]	ギャラリー	407 m	調理	室	1室(94.9 ㎡)
	セミナー室2	98 m [*]	(フリースペース含む)				_

施設名称	北方ふれあい交流センター	北浦公民館
所 在 地	北方町川水流卯 682 番地	北浦町古江 1947 番地 1
開 館	昭和 52 年 7 月	昭和 49 年 5 月
延床面積	752. 3 m²	576.8 m²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建

施設名称		延岡市立図書館北方分館	延岡市立図書館北浦分館	延岡市立図書館北川分館
所 在 地		北方町川水流卯 1236 番地 2	北浦町古江 1943 番地 1	北川町川内名 7250 番地
開	開 館 平成13年5月7日 平成24年4月1日		平成 25 年 4 月 1 日	
延床面積		1, 803 m ²	232 m²	350 m²
構造		鉄筋コンクリート2階建	木造平屋建	鉄筋コンクリート造2階建
作	垣	造 (一部 3 階)	不坦普座建 	(1 階部分のみ使用)

延岡市の文化財

(平30. 4.1現在)

区 分	名称	指定	所在地及び所蔵者	30. 4.1現在) 指定年月日
史 跡	みなみかたこふんぐん 南方古墳群(現存38基)	玉	南方地区(野地町、天下町位	昭. 18. 9. 8
	のべおかしこふん 延岡市古墳(現存19基)	県	東海・岡富・恒富地区	昭. 14. 1. 27
	みなみうらそんこふん 南浦村古墳(現存1基)	県	熊野江町外浜	昭. 17. 6. 23
	なんしゅうおうぐうきょあと 南州翁寓居跡	県	北川町俵野	昭. 8. 12. 5
	きたかたそんこぶん 北方村古墳	県	北方町曽木	昭. 12. 7. 2
	こみねかまあと 小峰窯跡	市	小峰町内山	昭. 53. 3. 14
	おきたかいづか 沖田貝塚	市	小野町横谷	昭. 53. 3. 14
	のべおかじょうせき 延岡城跡	市	東本小路157番地外	平. 10. 3. 30
	さえきじろうこれはるせんぽつち 佐伯次郎惟治戦没地	市	北浦町三川内	平. 1. 6. 16
有形文化財	とぎんれんちもんけまん 鍍銀蓮池文華鬘(2面)	県	三福寺(北町)	昭. 40. 8. 17
	てつわにぐち 鉄鰐口	県	行縢神社 (行縢町)	昭. 40. 8. 17
	せきぞうろくじぞうどう 石造六地蔵幢	県	内藤記念館(天神小路)	昭. 40. 8. 17
	そういんこうかんけいしりょう 僧胤康関係資料	県	慈眼禅寺(北方町曽木)	平. 16. 3. 29
	ないとうけきゅうぞうのうきょうげんめん 内藤家旧蔵能狂言面(能面66面・狂言面6面)	県	内藤記念館(天神小路)	平. 19. 3. 22
	ひがききりからくさまきえめんばこ 檜垣桐唐草蒔絵面箱	県	内藤記念館(天神小路)	平. 19. 3. 22
	ぼんしょうしろやまのかね 梵鐘「城山の鐘」	県	内藤記念館(天神小路)	平. 28. 8. 29
	のべおかじょうかずびょうぶ 延岡城下図屛風	県	一般社団法人きよたか美術館所蔵	平. 28. 8. 29
	つみあげしききょうづつ 積上式経筒(付属2点)	市	内藤記念館(天神小路)	昭. 53. 3. 14
	わにぐち 鰐 口	市	内藤記念館(天神小路)	昭. 53. 3. 14
	しんじゅうきょう 神獣鏡	市	内藤記念館(天神小路)	昭. 53. 3. 14
	つちもちそとば 土持卒塔婆	市	光福寺跡(吉野町吉野)	平. 12. 4. 7
	ないとうけぼひおよびくようとう 内藤家墓碑及び供養塔	市	本小路176番地外	平. 12. 4. 28
	でんないとうまさながしょよう べにいとおどしどうまるぐそく 伝内藤政長所用 紅糸縅胴丸具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうよしやすしょよう むらさきいとおどしにまいどうぐそく 伝内藤義泰所用 紫糸縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうよしひでしょよう こんいとおどしにまいどうぐそく 伝内藤義英所用 紺糸縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうよしたかしょよう こんいとすがけおどしにまいどうぐそく 伝内藤義孝所用 紺糸素懸縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうよしたかしょよう むらさきいとおどしにまいどうぐそく 伝内藤義孝所用 紫糸縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうよしあきらしょよう べにいとおどしにまいどうぐそく 伝内藤義覺所用 紅糸縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうまさきしょよう あさぎいとおどしにまいどうぐそく 伝内藤政樹所用 浅葱糸縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうまさたかしょよう むらさきいとすがけおどしにまいどうぐそく 伝内藤政擧所用 紫糸素懸縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい こんいとおどしにまいどうぐそく 内藤家伝来 紺糸縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい もえぎいとおどしごまいどうぐそく 内藤家伝来 萌黄糸縅五枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい あさぎいとすがけおどしにまいどうぐそく 内藤家伝来 浅葱糸素懸縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい こんいとおどしどうまるぐそく 内藤家伝来 紺糸縅胴丸具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい あおいと (まっぱいと) おどしにまいどうぐそく 内藤家伝来 青糸 (松葉糸) 縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい こんいとおどしどうまるぐそく (でんおおたけきゅうぞう) 内藤家伝来 紺糸縅胴丸具足 (伝太田家旧蔵)	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうじぶざえもんしょよう こんいとおどしにまいどうぐそく 伝内藤治部左衛門所用 紺糸縅二枚胴具足	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうよしひでしょよう たいらぎかぶと 伝内藤義英所用 タイラギ兜	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうただおきしょよう てつくろうるしぬりななじゅうよんけんこぼしかぶる 伝内藤忠興所用 鉄黒漆塗七十四間小星兜	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	でんないとうよしたかしょよう てつくろうるしぬりろくじゅうにけんすじかぶと 伝内藤義孝所用 鉄黒漆塗六十二間筋兜	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5

	ないとうけでんらい ぐんばいさいはいまきえくら・あぶみ		I	
有形文化財	内藤家伝来 軍配采配蒔絵鞍・鐙 ないとうけでんらい かんことりまきえくら・あぶみ	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	内藤家伝来 諫鼓鶏蒔絵鞍・鐙 ないとうけでんらい もっこもんしぼかわつつみくら・あぶみほかばぐいっしき	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	内藤家伝来 木瓜紋鯵 もりまれる ・ 鐙ほか馬具一式 ないとうけでんらい まむきうぎ もんおうかちらしまきえくら	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	内藤家伝来 真向兎紋桜花散蒔絵鞍	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい ししぼたんもんちょうしつくら 内藤家伝来 獅子牡丹文彫漆鞍	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい てっせんもんまきえくら 内藤家伝来 鉄線文蒔絵鞍	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい さがりふじもんやぶれしっぽうつなぎまきえくら 内藤家伝来 下がり藤紋破七宝繋蒔絵鞍	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい うんりゅうらでんくら 内藤家伝来 雲龍螺鈿鞍	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい さがりふじもんはなびしつなぎまきえくら 内藤家伝来 下がり藤紋花菱繋蒔絵鞍	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい しゃちなみもんぎんぞうがんあぶみ 内藤家伝来 鯱濤文銀象嵌鐙	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい さがりふじもんぎんぞうがんあぶみ 内藤家伝来 下がり藤紋銀象嵌鐙	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい たけとらすえもんあぶみ 内藤家伝来 竹虎据文鐙	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい やびょうぶまきえあぶみ 内藤家伝来 矢屏風蒔絵鐙	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい あおがいちらしあぶみ 内藤家伝来 青貝散鐙	卡	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい てっせいにちりんもんぐんばい 内藤家伝来 鉄製日輪文軍配	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい くろうるしぬりぐんばい 内藤家伝来 黒漆塗軍配	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい にちげつもんぐんばい 内藤家伝来 日月文軍配	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい ふじもんまきえしろさいはいおよびさがりふじもんまきえさいはいばこ 内藤家伝来 藤文蒔絵白采配及び下がり藤紋蒔絵采配箱	卡	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい しろさいはいおよびきりくようさがりふじもんまきえさいはいばこ内藤家伝来 白采配及び桐九曜下がり藤紋蒔絵采配箱	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい しゅさいはいおよびくろうるしぬりさいはいばこ 内藤家伝来 朱采配及び黒漆塗采配箱	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい くろうるしぬりはっかくえしろさいはい 内藤家伝来 黒漆塗八角柄白采配	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい しゅさいはい 内藤家伝来 朱采配	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい ぎんさいはいおよびきりくようさがりふじもんまきえさいはいばこ内藤家伝来 銀采配及び桐九曜下がり藤紋蒔絵采配箱	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい くろうるしぬりはっかくえぎんさいはい 内藤家伝来 黒漆塗八角柄銀采配	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい きりくようさがりふじもんちらしまきえかたなづつ 内藤家伝来 桐九曜下がり藤紋散蒔絵刀筒	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい からくさきりくようさがりふじもんちらしまきえかたなづつ 内藤家伝来 唐草桐九曜下がり藤紋散蒔絵刀筒(2口)	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい ふじきりくようけんもっこうもんちらしまきえかたなづつ 内藤家伝来 藤桐九曜剣木瓜紋散蒔絵刀筒	卡	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい きりくようさがりふじもんちらしまきえてっぽうづっ 内藤家伝来 桐九曜下がり藤紋散蒔絵鉄砲筒	卡	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい からくさきりくようさがりふじもんちらしまきえてっぽうづつ 内藤家伝来 唐草桐九曜下がり藤紋散蒔絵鉄砲筒	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい さがりふじもんちらしまきえうつぼ 内藤家伝来 下がり藤紋散蒔絵空穂	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい きりさがりふじもんまきえうつぼ 内藤家伝来 桐下がり藤紋蒔絵空穂	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい くまげやりざや 内藤家伝来 熊毛槍鞘	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとうけでんらい はくまげやりざや 内藤家伝来 白熊毛槍鞘	市	内藤記念館(天神小路)	平. 11. 8. 5
	ないとういえなが・けいすういんがぞう 内藤家長・馨崇院画像	市	内藤記念館(天神小路)	平. 12. 4. 7
	ないとうまさなががぞう 内藤政長画像	市	内藤記念館(天神小路)	平. 12. 4. 7
	たにけしょぞう かへいしりょう 谷家所蔵 貨幣資料	市	個人所蔵	平. 11. 8. 5
	たにけしょぞう のうしょうぞく 谷家所蔵 能装束	市	個人所蔵	平. 12. 4. 7
	たにけしょぞう のうめん 谷家所蔵 能面 (19面)	市	個人所蔵	平. 12. 4. 7
	じょうやとう 常夜灯	市	東海町98番12地先	平. 15. 1. 10
	かざれしきあんもにあごうせいそうち カザレ式アンモニア合成装置	市	旭町7丁目4319番地	平. 15. 10. 5
	でんがもうけ てっせいせおいじんだいこ 伝蒲生家 鉄製背負陣太鼓	市	内藤記念館(天神小路)	平. 15. 11. 16

**	有形文化財	しいはたろくじぞう 椎畑六地蔵	市	北方町椎畑	昭. 8. 3. 3
中央のうなわらいとのではからいというでは、	1770人10月	こうきゅうじのぼんしょう			
## 大の重要作業を含めた。		みやのうらはちじゅうはちかしょ			
あまりなべにやりまさきり 市 北浦町三川内 平、3、6、8、1 15-10-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-		うめきのごりんせきとうぐん			
LE3912-CACLEPSERS		うめきのぶつぞう			
市 北浦町三川内		しょうおうじろくじぞうせきどう			
(株野疾中水上を) (株野水上を) (株		いちびうちせきとうぐん			
おお飲み込んじろくじゃうとう お上川町川内名 平、8、2、2 接近でおいました。 接近でおいました。 であいまして対しまかん 中子の であいまして対しまかる 中子の であいまして対しまかる であいまして対しまかる であいまして対しまかる であいまして対しまかる であいまして対しまから 中子 であいまして対しまから 中子 であいまして対しまから 中子の であいましてが、		ひょうのこうしんとう			
度田家文 (またいのつけらんじょ 中部 北川町 平、8、2、4 (を含わけられき 中音 割けくまき 市 北川町 平、10、1、1 (またいき) (またいき		まつばかんおんじろくじぞうどう			
およでわっつけんだと 中で割り付入書書 市 北川町 平 10、1、		なったけもんじょ			
新村忍から書館 市 北川町 平 10. 1. 新村忍がきたいがく 市 北川町 平 10. 1. 西南の役庫中日記 市 北川町 平 11. 11		ねんぐわりつけもんじょ			
およいさんのえきじんちゅうにっき 市 北川町		のむらおしすけしょかん			平. 8. 2. 1
世がなんがえきじんちゃうにできた。 西南のの役職中日記 お出川町 平、11、11			市	北川町	平. 10. 1. 22
提升計解合名 市 北川町			市	北川町	平. 10. 1. 22
長井村高拾石鬮順帳 市 北川町川内名 平、11、11		西南の役陣中日記	市	北川町	平. 11. 11. 1
# 2 / 口 原 申 塔		長井村高拾石鬮帳	市	北川町	平. 11. 11. 1
第		岩ノ口庚申塔	市	北川町川内名	平. 12. 12. 20
## 田川平庚申塔群		堂ノ元五輪塔	市	北川町長井	平. 12. 12. 20
#形民俗文化財		熊田川平庚申塔群	市	北川町川内名	平. 17. 3. 28
無形民俗文化財 「伊形花笠踊り」技術保持団体 伊形花笠踊り保存会		日高家住宅	市	赤水町	平. 28. 3. 22
「行縢日太鼓踊り」技術保持団体 行縢日太鼓踊り保存会 市 行縢町 平. 15. 11.	無形民俗文化財	「伊形花笠踊り」技術保持団体 伊形花笠踊り保存会	県	伊形町	平. 20.3.31
三川内神楽 市 北浦町三川内 平、10.4. 添かせいのごぎょうじ 深瀬亥の子行事 市 北川町川内名 平、15.2. えだのむしおいぎょうじ 京田の虫追い行事 市 北川町長井 平、15.2. 名 勝		「行縢臼太鼓踊り」技術保持団体 行縢臼太鼓踊り保存会	市	行縢町	平. 15. 11. 16
深瀬亥の子行事		三川内神楽	市	北浦町三川内	平. 10. 4. 16
家田の虫追い行事		深瀬亥の子行事	市	北川町川内名	平. 15. 2. 27
R 上叡山および矢筈岳 国 北方町菅原 昭、14.9 田がけばきでき 日本のかたのたき 田がけばきでき 日本のかたのんだき 日本とろのかんのんだき 日本と名の観音滝 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		家田の虫追い行事	市	北川町長井	平. 15. 2. 27
那智の滝 県 川島町字崩ケ内 昭. 1 2. 7	名 勝	比叡山および矢筈岳	国	北方町菅原	昭. 14. 9. 7
行縢山県行縢町字山口 (国有林)昭.32.12.ととろのかんのんだき 土々呂の観音滝市北浦町三川内平.3.6.天然記念物国特指定地域無し昭.30.2.あるえのきんもくせい 古江のキンモクセイ たかしまのびろうじせいち 		那智の滝	県	川島町字崩ケ内	昭. 12. 7. 2
土々呂の観音滝 市 北浦町三川内 平. 3. 6. 天然記念物 カモシカ 国特 指定地域無し 昭. 30. 2. ふるえのきんもくせい 古江のキンモクセイ 下 北浦町古江 田. 5. 4. たかしまのびろうじせいち 高島のビロウ自生地 国 北浦町宮野浦 田. 5. 2. ほうりがわのもうそうきんめいちくりん 祝子川のモウソウキンメイ竹林 国 北川町祝子川小岩屋 昭. 45. 8. かかうみがめおよびその産卵地 県 長浜町〜緑ケ丘の海岸(一部 平. 8. 3. やっこそうじせいち (ふくむしいのき) ヤッコソウ自生地 食む椎の木) 市 熊野江神社 (熊野江町) 昭. 53. 3. むがばきのぎんもくせい 行縢のギンモクセイ 下 行縢神社 (行縢町) 平. 15. 11.		行縢山	県	行縢町字山口 (国有林)	昭. 32. 12. 15
大学記念物 大学の表示のきんもくせい 古江のキンモクセイ 国 北浦町古江 昭. 30. 2. 日本のようのきんもくせい 日本のようではいち 日本のであうでせいち 日本のであうではいち 日本のであってもうきんめいちくりん 日本のでありながめおものぞうきんめいちくりん 日本のでありながめおよびそのさんらんち アカウミガメ及びその産卵地 日本のであります。 日本のであります。 日本のであります。 日本のでは、日		土々呂の観音滝	市	北浦町三川内	平. 3. 6. 1
古江のキンモクセイ国北浦町古江昭. 5. 4.たかしまのびろうじせいち 高島のビロウ自生地国北浦町宮野浦昭. 5. 2.ほうりがわのもうそうきんめいちくりん 祝子川のモウソウキンメイ竹林国北川町祝子川小岩屋昭. 45. 8.あかうみがめおよびそのさんらんち アカウミガメ及びその産卵地 やっこそうじせいち (ふくむしいのき) ヤッコソウ自生地 (含む椎の木) むがばきのぎんもくせい 行縢のギンモクセイ いちぶりじんじゃのやっこそう東 ・ ・ ・ ・ ・ 下 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で <td>天然記念物</td> <td></td> <td>国特</td> <td>指定地域無し</td> <td>昭. 30. 2. 15</td>	天然記念物		国特	指定地域無し	昭. 30. 2. 15
たかしまのびろうじせいち 高島のビロウ自生地			国	北浦町古江	昭. 5. 4. 25
ほうりがわのもうそうきんめいちくりん 祝子川のモウソウキンメイ竹林 国 北川町祝子川小岩屋 昭. 45. 8. あかうみがめおよびそのきんちんち 県 長浜町~緑ケ丘の海岸(一部平. 8. 3. やっこそうじせいち(ふくむしいのき) ヤッコソウ自生地(含む椎の木) 市 熊野江神社(熊野江町) 昭. 53. 3. むがばきのぎんもくせい 行縢のギンモクセイ 市 行縢神社(行縢町) 平. 15. 11. いちぶりじんじゃのやっこそう					昭. 5. 2. 28
あかうみがめおよびそのさんらんち アカウミガメ及びその産卵地 やっこそうじせいち (ふくむしいのき) ヤツコソウ自生地 (含む椎の木) むかばきのぎんもくせい 行縢のギンモクセイ いちぶりじんじゃのやっこそう			国		昭. 45. 8. 11
やっこそうじせいち(ふくむしいのき) ヤツコソウ自生地(含む椎の木) むかばきのぎんもくせい 行縢のギンモクセイ いちぶりじんじゃのやっこそう 市 (大藤神社(作勝町)		あかうみがめおよびそのさんらんち			
むかばきのぎんもくせい		やっこそうじせいち(ふくむしいのき)			昭. 53. 3. 14
いちぶりじんじゃのやっこそう		むかばきのぎんもくせい			平. 15. 11. 16
		いちぶりじんじゃのやっこそう			平. 1. 6. 16
表がわうちじんじゃのさくら		みかわうちじんじゃのさくら			

◆市民アンケート結果

1. 調査の概要

○調査の目的

本市における文化振興に関する基本的な計画である「延岡市文化振興計画(仮称)の策定にあたって、文化に関する市民の意識等を調査し、当計画に広く市民の意見を反映させるため実施した。

〇調査対象

16歳から80歳までの市民3,000人を住民基本台帳から無作為に抽出。

〇調査方法

アンケート用紙と返信用封筒を郵送し、記入後返送。

〇調査期間

平成 29 年 2 月 1 日 (水) ~平成 29 年 2 月 20 日 (月)

〇調査票の回答数及び回収率

回答数 877 人 (回収率 29.2%)

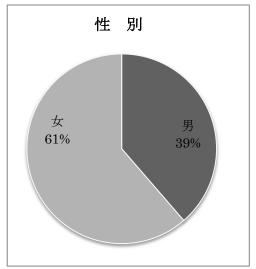
2. 調査用紙(質問事項)

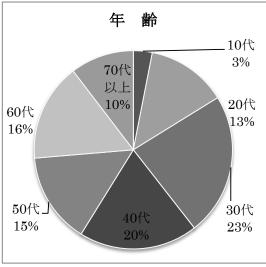
	延岡市 市民文化アンケート
	「□」内に「☑」印をつけてご回答ください。
I	あなた(文書のあて名に記載されていた方)の年齢、居住状況等をお伺いします。
	1. 性別 □男性 □女性 2. あなたの年代をお教えください。 □10代 □20代 □30代 □40代 □50代 □60代 □70代 □80代以上 3. あなたの職業等をお教えください。 □会社員 □自営業 □公務員 □学生 □専業主婦(夫) □無職 □その他 4. 居住地の町名をお答えください。 ()町 例(岡富)町(北方)町など ※番地等、詳細な住所は不要です。町名のみご記入ください。 5. 延岡にはどのくらいの期間居住していますか。 □1年未満 □1年~5年 □6年~10年 □11年~20年 □20年以上 6. 家族構成をお教えください。 配偶者がいますか □いる □いない 18歳以下の子どもがいますか □いる □いない
п	文化活動の現状をお聞きします。
	1. 昨年一年間に文化施設等で鑑賞した文化関係の公演・展示等はありますか。(複数回答可) □音楽(太鼓・邦楽・洋楽・歌唱等) □美術(絵画・彫刻・工芸・書・写真等) □伝統芸能(能・狂言・神楽・民俗芸能等) □演劇(伝統演劇・現代劇・ミュージカル・オペラ等) □演芸(落語・漫才・漫談・講談・浪曲・寄席演芸等) □文学(短歌・俳句・川柳・詩・小説・随筆等) □その他(□ない
	1-② 鑑賞した回数は何回位ですか。 □0回 □1~3回 □4~5回 □6~10回 □10~20回 □21回以上 2. 前の質問で「0回」「1~3回」と答えた方にお聞きします。少なかった理由は何ですか。 <u>(複数回答可)</u> □時間がない □興味がない □料金が高い □一緒に行く仲間がいない □場所が遠い □きっかけがない □その他()
	3. 昨年一年間に、あなたが出演、出品等行う目的で市内の文化施設を利用しましたか。 (複数回答可) 「延岡総合文化センター
	3-② 利用した回数は何回位ですか。 □○回 □1~3回 □4~5回 □6~10 □10~20 □21回以上 4. 昨年一年間にあなたが出演、出品、応募、運営等、主体的に参加した公演・展示等がありますか。 (複数回答可) □音楽(太鼓・邦楽・洋楽・歌唱等) □映画 □美術(絵画・彫刻・工芸・書・写真等) □舞踊(邦舞・ダンス等) □伝統芸能(能・狂言・神楽・民俗芸能等) □伝統文化(華・茶等) □演劇(伝統演劇・現代劇・ミュージカル・オペラ等) □文化講演(歴史・民俗・神話等) □演芸(落語・漫才・漫談・講談・浪曲・寄席演芸等) □歴史展示 □文学(短歌・俳句・川柳・詩・小説・随筆等) □その他(

	5. あなたは積極的に文化活動を行っていますか。 □積極的に行っている □どちらかと言えば		5り行っていない 🛭	行っていない
	6. 前の質問で「行っていない」「あまり行っていない」と回答された方にお聞きします。			
	その主な理由は何ですか。 (複数回答可) □時間がない □興味がない □きっかけがない □その他(□費用が高い	□仲間がいない	□場所が遠い)
Ш	文化活動の今後についてお聞きします。			
	1. 今後どのような公演等を鑑賞したいですか。 (複数回答可)			
	□音楽(太鼓・邦楽・洋楽・歌唱等) □美術(絵画・彫刻・工芸・書・写真等 □伝統芸能(能・狂言・神楽・民俗芸能 □演劇(伝統演劇・現代劇・ミュージ □演芸(落語・漫才・漫談・講談・浪曲 □文学(短歌・俳句・川柳・詩・小説・□その他(経等) 1ル・オペラ等) 1・寄席演芸等)	□映画 □舞踊(邦舞・ダン □伝統文化(華・茶等 □文化講演(歴史・民 □歴史展示	:)
	2. 今後、あなたが取り組んでみたい文化活動は	可でしょうか。 <u>(複数回</u>	<u>答可)</u>	
	□音楽(太鼓・邦楽・洋楽・歌唱等) □美術(絵画・彫刻・工芸・書・写真等 □伝統芸能(能・狂言・神楽・民俗芸能 □演劇(伝統演劇・現代劇・ミュージ □演芸(落語・漫才・漫談・講談・浪曲 □文学(短歌・俳句・川柳・詩・小説・□その他(注等) ル・オペラ等) ・寄席演芸等)	□映画 □舞踊 (邦舞・ダン □伝統文化(華・茶等 □歴史・民俗等研究 □先賢の顕彰	
	3. 延岡に不足していると思う文化施設は何でしょうか。 <u>(2つまで選択可)</u>			
	□文化ホール □博物館 □植物園 □水族館 □現状で十分 □今より減らすべき	□美術館 □映画館 □その他(□図書館 □展示場	□動物園 □会議室·研修室)
	4. 延岡市の文化についてあてはまるイメージは何でしょうか。 <u>(複数回答可)</u>			
	□自然が豊か □教育が充実している □高齢者の文化活動が盛ん □新しい文化が盛んに創造されている □その他(□伝統文化活動が活 □文化財が多く残され □年齢の若い文化の □文化活動は低調で	ている □芸術活! 担い手が多い	大切にしている 動が活発
	5. 延岡の文化を豊かにするために何が必要だと □行政の文化団体への資金支援 □一流の文化に触れる機会の提供 □子ども達への文化継承活動 □歴史文化の保存、研究 □文化団体の連携強化 □その他(思われますか。 <u>(複数</u> 図 □市民文化活動の発: □企業・個人の文化支 □指導者の育成 □伝統文化の発掘、約 □情報発信	表・鑑賞の場の確保 を接 □学校での □練習、創	の文化教育 削作の場所の確保 護
	6. 延岡市の文化財の保護、活用に必要な点は何 □埋蔵文化財の発掘保存を徹底する □歴史文化の紹介、研究活動の充実 □子ども達への教育	「でしょうか。 <u>(2つまで</u> □文化財の積極的な: □天然記念物等の保 □その他(公開、展示	□史跡の環境整備 □史跡のガイド育成)
	7. 延岡の文化活動について、ご意見がありました	らご自由にお書きくだる	さい。	

3. 調査結果

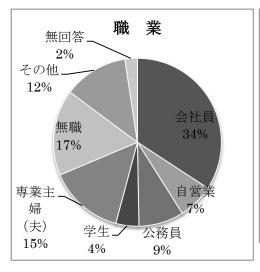
I あなたの年齢、居住状況等をお伺いします。

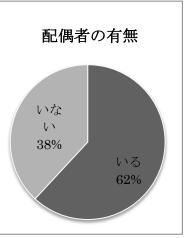


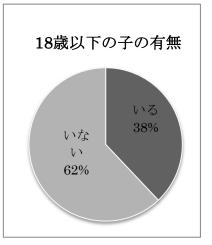


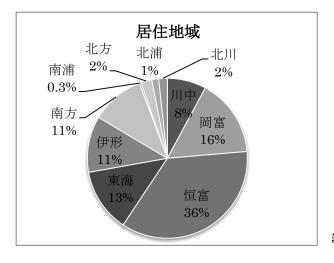
男	337
女	535
無回答	5
計	877
10代	27
20代	115
00 115	004

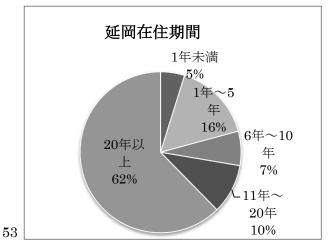
10代	27
20代	115
30代	204
40代	170
50代	130
60代	140
70 代以上	91
計	877





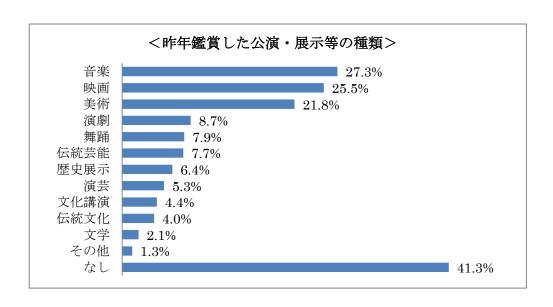






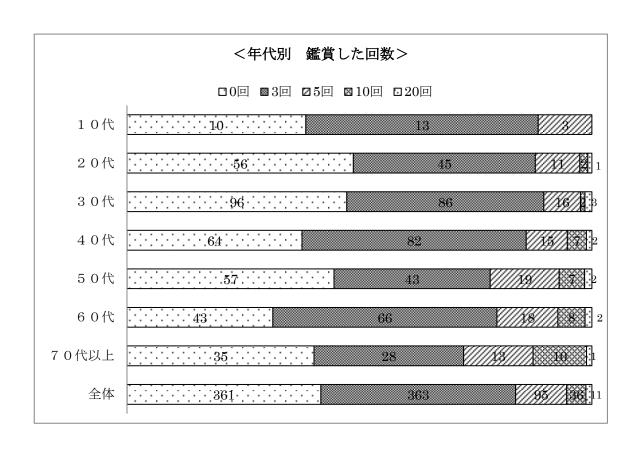
Ⅱ 文化活動の現状をお聞きします。

1. 昨年一年間に文化施設等で鑑賞した文化関係の公演・展示などはありますか。 (複数回答可 : 回答者 866. 無回答 11)

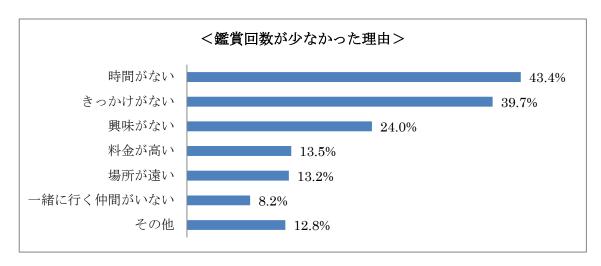


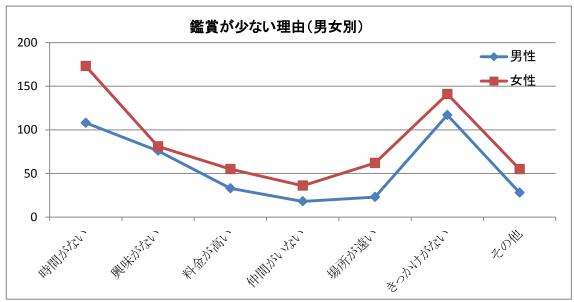
1-2 鑑賞した回数は何回位ですか。

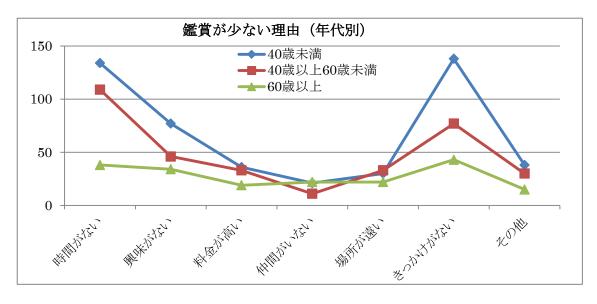
(回答者807)



2. 前の質問で「0回」「1~3回」と答えた方にお聞きします。少なかった理由は何ですか。 (複数回答可:対象者 721, 回答者 657)

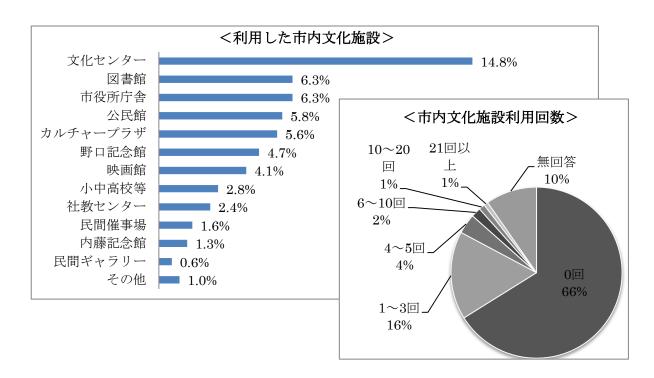




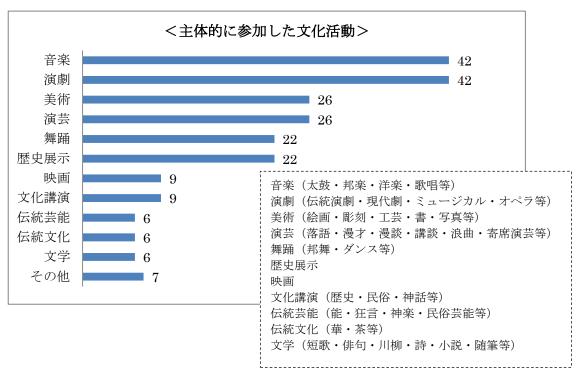


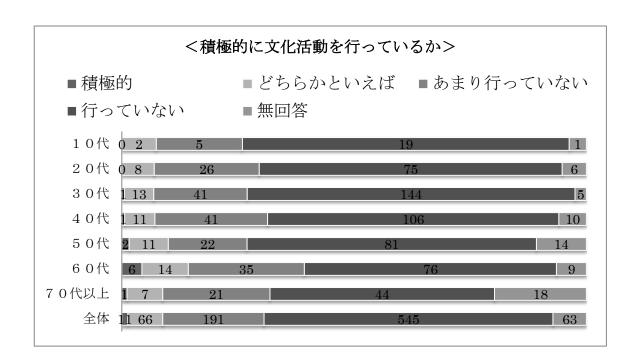
3. 昨年一年間に、あなたが出演、出品等を行う目的で市内の文化施設を利用しましたか。 (複数回答可:回答者 824,利用なし 585,無回答 53)

-② 利用した回数は何回位ですか。 (回答者 816)

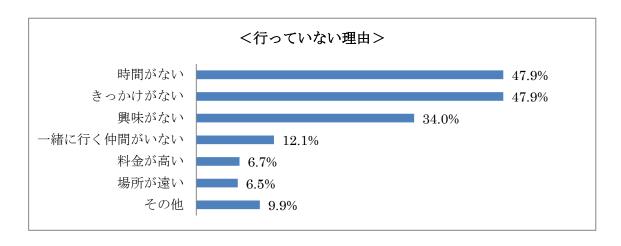


4. 昨年一年間にあなたが出演、出品、応募、運営等、主体的に参加した公演・展示等がありますか。 (複数回答可 : 回答者 89, なし・無回答 788)





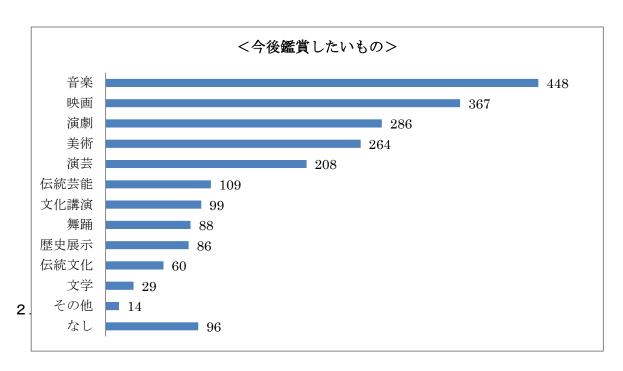
6. 前の質問で「行っていない」「あまり行っていない」と回答された方にお聞きします。 その主な理由は何ですか。 (複数回答可:回答者 727,該当者 733)

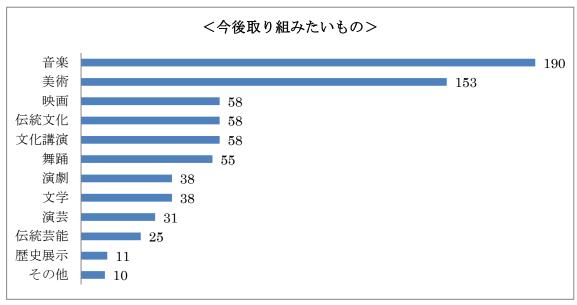


Ⅲ 文化活動の今後についてお聞きします。

1. 今後どのような公演等を鑑賞したいですか。

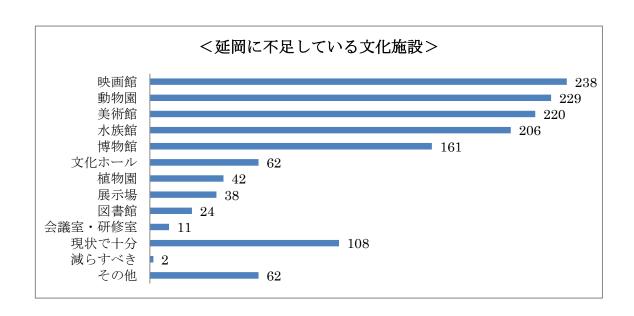
(複数回答可 : 回答者 805)





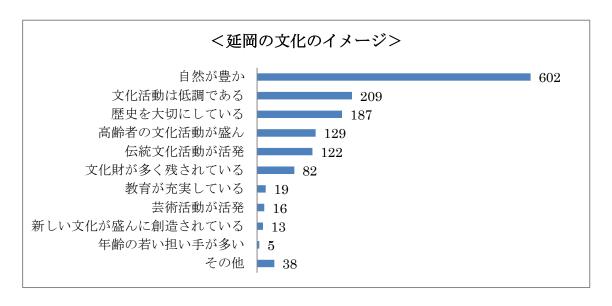
3. 延岡に不足していると思う文化施設は何でしょうか。

(2つまで選択可:回答者 793)



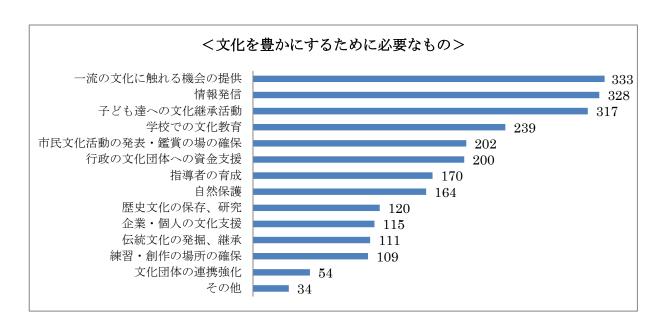
4. 延岡市の文化についてあてはまるイメージは何でしょうか。

(複数回答可 :回答者 798)



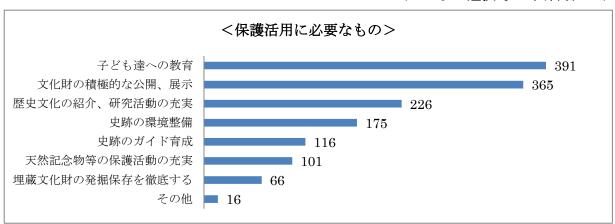
5. 延岡の文化を豊かにするために何が必要だと思われますか。

(複数回答可 :回答者 855)



6. 延岡市の文化財の保護、活用に必要な点は何でしょうか。

(2つまで選択可:回答者830)



7. 延岡の文化活動について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。

市民が本市の歴史・文化をもっと知るべきであり、そのための情報提供の必要性や、子どもや若者が関心を持てるような活動の必要性などの意見が多くありました。

以下に大きく分類し主な意見を抜粋しました。

〇市民が延岡の歴史、文化を知るため、もっと情報提供する

- ・住んでいても何が行われているのか、どういったものがあるのかがよくわからない。延岡の歴史が どのようなものか知る機会がない。
- ・地元に住むのに、地元の事を親たちが知らず、子供に伝えていく事ができない。情報をたくさん親が学び、伝えていけたらなあと思います。そういう環境をつくっていけるといいです。

〇本市の素晴らしい歴史、文化を全国へ情報発信すべき

- ・延岡にある神話、伝統文化を全国へどんどんアピールし、延岡にはおもしろいものがあることをわかってもらう必要があると思います。
- ・文化への誘いへのきっかけをどんどん作って情報発信を積極的に行うべきだと思います。
- ・素晴らしい文化財をもっているのに、それを外に情報発信することを全くといっていいほどしていないと感じる。

〇子どもたちが歴史・芸術文化を学ぶ環境づくりをする

- ・子供達にたくさんの機会を与えて欲しい。史跡めぐりや伝統芸能体験など。知ればもしかしたら良い出会いになるのかもしれません。せっかく延岡に産まれたのだから。
- ・延岡の豊かな自然環境を大切にするとともに、その中で育まれた歴史、文化等を子ども達に伝え、延岡の自然や歴史文化の素晴らしさを誇れる人に育てる。市全体に文化活動を広め高めていくためには、学校を中心とし、保護者、地域社会に働きかけていく方法が一番の方法ではないかと考えます。

〇子ども連れでも行ける取り組みや環境の整備をする

- ・小さい子どもがいるので、文化財の観賞へ行く機会がなかなかないのが現状です。子どもでも理解できるよう、キャラクター等を利用し、少しアニメ化したような形から入ると、子どもも興味を持つのかなと思います。
- ・子連れでも安心して行ける施設が増えるといいと思います。文化施設に遊具の設置等、授乳室、オムツ替えなどが安心してできると、家族連れで行ける機会が増えると思います。

〇若者が関心を持つような活動をする

- ・若者が気軽に参加出来るような手だてが欲しい。若い力が延岡の文化を元気づけると思う。
- ・興味を持てるのは高齢者向けのように感じる。もう少し若者向けや親子で楽しめるものを求む。
- ・若い世代は仕事、家事、育児に追われ文化活動に参加したくてもできません。これからを担う世代

に延岡の文化についてもっと積極的に考えてもらう場やイベントを提供していただけると文化継承 につながるのではないでしょうか。

・「伝統」「文化」「保護」という言葉よりも、その文化に内在する美しさや豊かさにスポットが当たる表現で子どもや若い人を巻き込み、「人」という地域の宝を育くむことが大切だと思う。

○気軽に触れられるイベントや場づくりをする

- 市民が文化に触れる機会を増やすべきだと思います。参加しやすい企画、したくなるような企画の 立案、さらに PR の仕方も工夫が必要でしょう。
- ・文化活動の発表の場がもっとあったら良いと思います。例えば、延岡で人が集まる時は、お大師さんや祭り、イベントがある時等、わざわざ人を呼ぶのではなく、人がいる場所でやる事が大事かなと思います。
- ・練習の場の確保・解放を積極的にしてほしい。

〇人財育成が必要である

・地区や文化財をきれいにする活動の支援を考え実行していく人が必要だと思います。活動も支援も 人次第で変わる、変えることが出来ると思います。

〇城山の保護、活用をしてほしい

・延岡は、自然と歴史あるとても住みやすいところだと思います。特に延岡城址周辺は今の景観を壊すことなく守っていってほしいです。

〇一流の芸術文化を招いていほしい

- 文化の水準を上げるのであれば、その為のプロフェッショナルに依頼する事で効果が出るのでは。
- ・音楽、講演、映画などあまりに少なく、もっと一流の有名な文化を是非とり入れてほしいと強く思いました。
- ・もっとメジャーな劇団を呼んで欲しい、素人の演劇ばかりでは関心が起こらない。

○施設整備をしてほしい

- 文化活動の拠点となる施設の整備が重要だと思います。
- ・文化的な施設があまりにも少ないため、文化に触れる機会が必然的にありません。
- ・周辺には文化施設がない。
- ・芸術 (美術)など宮崎市や大分では開催されるが、延岡ではほとんどありません。美術館を作って、 もっと子供達が興味のあるいろんなものを開催してほしいです。

◆延岡市文化振興ビジョン市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 延岡市文化振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定するにあたり、本市の芸術・文 化の振興を図る観点から、各界から広く意見を聴取するために、延岡市文化振興ビジョン市民懇話会 (以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 懇話会は、次の事項について検討する。
 - (1) 文化振興ビジョンに関すること。
- (2) その他、懇話会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員10名以内をもって組織する。
- 2 懇話会は、別表の関係団体から推薦された委員で構成する。

(設置期間及び任期)

第4条 懇話会の設置期間及び委員の任期は、ビジョン策定が完了するまでとする。

(座長及び副座長)

- 第5条 懇話会に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 懇話会の会議は、原則として2回開催する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に、出席又は協力を求めることができる。 (庶務)
- 第7条 懇話会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮り、教育 委員会が別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

〈別表〉		
延岡市文化振興ビジョン市民懇話会 構成団体		
分 野	団 体 名	
地域	延岡市区長連絡協議会	
下巴 13%	延岡市公民館連絡協議会	
教育	小中学校校長会	
教 自	延岡市子ども子育て協議会	
	延岡市文化連盟※	
文化	延岡市郷土芸能保存会	
	公益財団法人延岡総合文化センター	
市民活動	のべおか男女共同参画会議 21	

[※] 延岡市文化連盟については、関係部門代表者を含め3名

延岡市文化振興ビジョン 市民懇話会

(敬称略)

		役職	氏 名	備考
	D (**/1)	1文 4成	1 1	
1	小中学校校長会	会 長	橋本 範憲	座長
2	延岡市区長連絡協議会	会 長	吉田・敏春	副座長
3	延岡市公民館連絡協議会	会 長	佐藤 進一	
4	延岡市子ども子育て協議会	副理事長	三宅 貴之	
5	延岡市文化連盟	副会長	後藤 光雄	
6	延岡市文化連盟	副会長	森山 朋子	
7	延岡市文化連盟	事務局長	柘植 健	
8	延岡市郷土芸能保存会	副会長	黒木 重代司	
9	公益財団法人 延岡総合文化センター	館長兼事務局長	青井 雄二	
10	のべおか男女共同参画会議 21	会 長	三原 隆子	

◆策定の体制

延岡市文化振興ビジョン 庁内幹事会

事務局	文化課長
	企画課長、観光戦略課長、都市計画課長、学校教育課長
幹事	社会教育課長、図書館長、教育委員会北方分室長
	教育委員会北浦分室長、教育委員会北川分室長

延岡市文化振興ビジョン 庁内ワーキンググループ

事務局	文化課
	企画課、観光戦略課、都市計画課、学校教育課
メンバー	社会教育課、図書館、教育委員会北方分室
	教育委員会北浦分室、教育委員会北川分室

◆策定の経過

日程	会議等
平成 29 年 2 月 1~20 日	市民文化アンケートの実施 ・対象:16 歳から80 歳までの市民3,000 人を住民基本 台帳から無作為に抽出 ・回答数:877 人(回収率29.2%)
平成 29 年 12 月 25 日	第1回庁内ワーキング会議 ・現状と課題の整理、素案作成等
平成 30 年 1 月 23 日	第1回市民懇話会 ・策定の趣旨・素案の説明、検討
平成 30 年 2 月 5 日	第2回庁内ワーキング会議 ・素案の修正、検討
平成 30 年 2 月 27 日	第2回市民懇話会 ・修正素案の検討
平成 30 年 2 月 28 日	庁内幹事会 ・修正素案の再修正、検討
平成 30 年 6 月 25 日~7 月 16 日	パブリックコメント(市民意見公募)の実施 22 日間 ・提出者数 13 人 ・提出意見数 延べ43 件
平成 30 年 9 月 28 日	教育委員会への議案提出、審議 議決

延岡市文化振興ビジョン

平成 30 年 10 月

発行 延岡市教育委員会

編集 延岡市教育委員会文化課

〒882-8686 延岡市東本小路 2 - 1 Tel 0982-22-7047 FAX0982-34-6438